

指定通所介護事業所等で宿泊サービス事業を  
実施している事業者等のみなさまへ

平成 27 年 7 月

広島県及び県内市町では、宿泊サービスの届出義務及び宿泊サービス実施中の事故についての報告義務等の条例の改正を行い、また、広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針、要綱及び要領(以下「指針等」という。)について一部改正を行いました(平成 27 年 7 月 30 日施行)

については、指定通所介護事業所等で宿泊サービスを実施している事業所又は 10 月 1 日までに開始を予定している事業所の設置者は、平成 27 年 9 月 30 日までに開始届を提出してください。(既に届出を行っている事業所については、添付書類は不要です。)

## 1 届出が必要な事業所

指定通所介護事業所等(指定通所介護事業所(介護予防も含む。))及び指定認知症対応型通所介護事業所(介護予防も含む。))のうち、次の3つのいずれかに該当する場合は届出が必要となります。

- (1) 指定通所介護事業所等の営業時間外に事業所の設備の一部を使用して、事業所の利用者に対して、宿泊サービスを提供する場合  
 (2) 指定通所介護事業所等と同一建物内の部屋等を使用して、事業所の利用者に対して、宿泊サービスを提供する場合  
 (3) 指定通所介護事業所等と同一敷地内の別の建物内の部屋等を使用して、事業所の利用者に対して、宿泊サービスを提供する場合  
 ※ (2)、(3)については、有料老人ホーム等、他の制度に定められている部屋等を使用して、宿泊サービスを行う場合は除きます。

## 2 届出窓口

事業所の種類	事業所の所在地	届出窓口
指定通所 介護事業所 (介護予防も含む)	大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	広島県西部厚生環境事務所厚生課 〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68
	竹原市, 東広島市, 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所厚生課 〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10
	三原市, 尾道市, 世羅町, 府中市, 神石高原町	広島県東部厚生環境事務所厚生課 〒722-0002 尾道市古浜町 26-12
	庄原市	広島県北部厚生環境事務所厚生課 〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1
	広島市	広島市介護保険課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-6-34
	福山市	福山市介護保険課 〒720-8501 福山市東桜町 3-5
	呉市	呉市福祉保健課 〒737-0041 呉市和庄 1-2-13
	三次市	三次市福祉保健部高齢者福祉課 〒728-8501 三次市十日市中 2 丁目 8 番 1 号
指定認知症対応型 通所介護事業所 (介護予防も含む) (※)	県内各市町	各市町介護保険担当課

(※)H28.4.1 からは地域密着通所介護も含む。

宿泊サービスの指針についての主な改正点

		新	旧
従業者の員数及び資格	指針第2の1	宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保することとし、介護職員又は看護職員を常時1人以上配置	介護職員又は看護職員を、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号）の一のイの（1）の単独型短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準以上配置
利用定員	指針第3の1	通所介護の利用定員の1/2かつ9人以下	通所介護の利用定員の1/2
宿泊室	指針第3の2	個室以外の宿泊室の定員は、1室あたり4人以下	個室以外の宿泊室の定員の規定なし
プライバシーの確保	指針第3の2	パーテーションや家具を認める。ただし、カーテンはブライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められない。（カーテンを使用している場合、9/30までに届出があればH28.9.30までに改善を求める）	パーテーションや家具、カーテンなどを認める
宿泊サービス計画の作成	指針第4の4	・宿泊サービスを概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者及び4日未満であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者 ・計画書を説明し同意を得て交付する。等	宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者
事故発生時の対応	指針第4の19	市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる	指定通所介護事業所等の事故発生時の取扱いに準じて、必要な措置を講じる
公表	要綱第7	県及び市町による公表 （今後、介護保険法第115条の35の「介護サービス情報の公表」による公表とは別に実施）	県及び市町による公表
届出	要綱第4の1(1)	県及び市町による公表の内容に利用料を含む	県及び市町による公表の内容に利用料を含まない
指針			「広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」
要綱			「広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の届出及び公表事業実施要綱」
要領			「広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の届出及び公表事業実施要領」